

岐阜労働局発表

令和4年11月17日(木)

担当

岐阜労働局労働基準部監督課
監督課長 福岡 優一
専門監督官 加賀 勝仁
電話 058-245-8102

労働局長がベストプラクティス企業の職場を訪問します

岐阜労働局(局長 大地直美)では、11月の過重労働解消キャンペーンの取組のひとつとして、過重労働の解消に向けての機運を高めるため、労働時間の削減に取り組んでいるベストプラクティス()企業の職場を訪問し、当該企業の取組事例を広く紹介していきます。

本年度は、下記により職場訪問を実施します。

当日の取材をよろしくお願ひします。

課題の克服や問題解決のためのすぐれた実践例、優良事例

1 日時 令和4年11月24日(木) 10:00~11:45頃

2 対象企業 Meiji Seika ファルマ株式会社 岐阜工場
本巣郡北方町北方 2890 番地
医薬品(原薬)の製造
労働者 125名

3 実施内容 企業の取組事項の紹介
局長と企業トップや労働者代表との意見交換

4 取組内容 残業時間の上限を設定し、毎週1回のノー残業デーや会議時間の上限設定、作業の改善等の取組を通じて時間外労働を削減。
年次有給休暇取得の年間目標を定め、年休取得奨励日を設定し、該当日に会議や打合せを設定しないようにして、所定休日と合わせて取得しやすい環境を整えている。

本年5月に「新はつらつ職場づくり宣言」を岐阜労働局に登録しています。

(取材についてご注意いただきたい点)

- ・当日、対象企業での受付は、9:40頃から開始します。
- ・企業内では、都合により撮影できない箇所等もありますので、御理解・御協力をお願いします。
- ・取材を希望される方は、11月22日(火)の正午までに岐阜労働局監督課加賀又は中村まで御連絡願ひします。